

（仮称）三戸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する 環境の保全の見地からの意見

- 1 事業実施想定区域周辺には住居等が複数存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は低減するため、風力発電設備を住居等から離隔するなど、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 2 事業実施想定区域には大滝沢が存在しており、造成等の施工時における濁水の流入により、当該河川の水質及び水生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響が最小限となるよう事業を計画すること。
- 3 事業実施想定区域の地質は火山性であるため、掘削土が雨水と接することにより酸性水が発生し、周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから、地質に由来する酸性水の発生の有無について調査を行った上で、環境影響評価方法書において、必要に応じて地形・地質（地質）を環境影響評価項目に選定すること。
- 4 事業実施想定区域及びその周辺では、モリアブラコウモリ、コテングコウモリ等の生息が確認されている。これらのコウモリ類に対する重大な影響を回避又は低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 5 事業実施想定区域周辺では、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、同区域及びその周辺は、ガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路になっている可能性がある。これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 6 事業実施想定区域には、保安林、ふるさとの森と川と海保全地域、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）、自然度の高い植生等が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、保安林の機能、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、可能な限りこれらの森林や植生、保全地域等を避けるとともに、大規模な土地の改変を回避すること。
- 7 事業実施想定区域周辺には、十和利山や迷ヶ平等の主要な眺望点が複数存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。

- 8 事業実施想定区域周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が複数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定し、事業実施想定区域周辺の他事業についての情報収集をすること。